## 航空法

1. 案内情報

① 手続名② 手続根拠: 国内定期航空運送事業の廃止届出② 手続根拠: 航空法第107条の2第4項

③ 手続対象者 : 本邦航空運送事業者

④ 提出時期 : 国内定期航空運送事業を廃止しようとするとき

⑤ 提出方法 : 届出書を作成し、特定本邦航空運送事業者(客席数が100又は最大離陸重量が5万キログラムを超

える航空機を使用して行う本邦航空運送事業者)については、国土交通省航空局航空事業課、特定本 邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者については、地方航空局(東京・大阪)地域航空事業課

へ提出して下さい。

⑥ 手数料 : 無し⑦ 添付書類・部数 : 無し⑧ 申請書様式 : 届出書

⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省航空局航空事業課・地方航空局地域航空事業課にお問い合わせ

下さい。

2. 窓口情報

① 提出先 : 国土交通省航空局航空事業課 03-5253-8111 (内線48525)

東京航空局地域航空事業課 03-5275-9315 大阪航空局地域航空事業課 06-6937-2703

② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口 : 国土交通省航空局航空事業課 03-5253-8111 (内線48525)

東京航空局地域航空事業課 03-5275-9315 大阪航空局地域航空事業課 06-6937-2703

3. 手続情報

審査基準
標準処理期間
-

③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。